

令和5年度第1回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	令和5年7月28日（金） 午前10時～12時 日野市役所本庁舎5階 505会議室
出席委員	委員長 藤村 和正（明星大学建築学部教授） 委員 島 弘毅（弁護士 島法律事務所） 委員 池田 伸也（税理士 池田伸也税理士事務所）
◆議事次第	
1. 開会	
2. 審議事項	
（1）対象案件の概要及び対象案件一覧について	
（2）抽出案件（審議事項）について	
（3）適切な契約事務への取り組みについて	
3. その他	
4. 閉会	
2. 審議事項	
（1）対象案件の概要及び対象案件一覧について	
事務局	・ 今回の対象は、令和5年1月1日から令和5年6月30日までに締結した契約。 ・ トータルの件数としては、前年同時期が1,130件、今期は1,057件。 ・ 委託と備品、消耗品が減少したが賃貸借は増加した。 ・ 減少の主な理由はコロナウイルス関係の契約件数が減ったためである。
（2）抽出案件（審議事項）について	
①日野市立日野第五小学校屋内運動場冷暖房設備設置機械設備工事	
（総合評価方式による制限付一般競争入札を実施したが不調となったため、指名競争入札を実施し、結果契約締結に至ったもの。）	
委員	・ 総合評価方式で入札を実施したものの、技術評価資料の提出がなく契約不調になることは過去にもあったのか。 ・ 技術評価資料を提出しない意図はどのようなものがあるのか。
事務局	・ 技術評価資料の提出がなく契約不調となったものは過去にもある。 ・ 希望として手を挙げたが、応札はしない意思表示のもとで提出をしないことはある。今回は提出し忘れたということだが、過去に提出し忘れたということはほとんどない。
委員	・ 2者とも出し忘れたということになっているが、本件に関して技術評価資料の作成に困難な事情があったわけではないのか。
事務局	・ 過去にも日野市との契約をしている事業者であり、資料作成が初めてではないため作成上困難な事情があったわけではない。
委員	・ 技術評価資料の出し忘れの際に辞退とする場合には、辞退扱いにしているのか、辞退届の提出をさせているのか。

事務局	・ 本件の場合には技術評価資料の提出締切日までに資料の提出がなく、その後、辞退札の入札があった。例えば、技術評価資料の提出はないが応札があった場合には無効という扱いをしている。
委員	・ 辞退扱いだと不調後の指名業者に選定されないが、無効扱いであれば2回目の選定に申し込みができるのではないか。 ・ 辞退の定義について、辞退届があれば辞退なのか、辞退とみなせば辞退扱いになるのか。
事務局	・ 無効について辞退と同じ扱いにしているため、再度指名することはない。 ・ 辞退となる場合は、原則事業者からの意思表示を確認したうえで辞退という扱いにしている。
委員	・ 辞退した事業者を2度目の入札に参加させないことにしているが、その透明性や公平性が抽象的である。辞退した事業者について、再度選定行う場合は指名しないという点を具体的に例示しておいた方が透明性・公平性を確保できるのではないか。
②令和5年度母子栄養事業業務委託 (受託要件が設定されており該当する2者での競争を行い、契約締結に至った案件)	
委員	・ 受託要件にある「栄養ケア・ステーションに認定を受けている事業者」に該当する事業者は少ないものなのか。
事務局	・ 本件の受託要件に該当する事業者は少なく、類似するものもない。 ・ 本件に該当する事業形態を行っている事業者はあるが、業務の性質上一定のレベルを確保するため受託要件が設定されていた。
委員	・ 講座の内容が栄養講座のようなものなので、マタニティ限定から条件を広げてみるというのもよいのではないか。 ・ 栄養士会以外の団体等を探してみるのはいかがでしょうか。
事務局	・ 選考条件は日野市に業者登録されていることと、認定を受けていることがあり、それらの条件を満たす業者を選定していく。
委員	・ 近隣市と共同で業者を選定すれば幅が広がるのではないか。
委員	・ 受講した方々にアンケートを取るのはいかがでしょうか。アンケートを利用して講座への不満等を検討していくことができれば講座の改善すべき点が明確になり、事業者の検討につながるのではないか。
③小型動力ポンプ積載車購入 (メーカーを指名するか業者を指名するかの検討を行い、市内業者で競争し契約締結に至った案件)	
委員	・ 市内業者の指名をしないことで日常的な修繕に対応してもらえなくなるとあるが、修繕は市内業者にやっていただいているのか。
事務局	・ 原則市内事業者で行っている。また物品で指名している事業者と重なる部分もあることから、修繕に対応してもらえなくなる可能性があるかと思う。

委 員	・あくまでも可能性であるので、修繕については物品での指名の有無にかかわらず行ってくれるのではないかな。
委 員	・金額以外にも、対応にどのくらいの期間を要するのかのような部分についても判断材料にしていくべきである。 ・4 者が不参加である理由について何かあるか。
事務局	・不参加の理由についてはお聞きしていない。 ・今回は市内事業者で行うこととなり、不参加や辞退が多いようであれば来年度以降検討していこうと考えていた。 ・メーカーと事業者を競争させることは考えていない。メーカーを指名するのであればメーカーのみの競争を行う。
委 員	・令和5年度は3 者から応札があったが、来年度以降は2 者や1 者になる可能性がある。できるだけ不参加というのを少なくなると良いと思う。
2. 審議事項 (3) 適切な契約事務への取り組みについて (令和4 年度第2 回委員会でも市から報告した件のその後の対応について)	
事務局	〈報告の概要〉 ・市では修繕を行う際に、設計金額を算出するため業者からの参考見積を徴取している。通常3 者から見積もりを徴取し、その3 者の見積もりを見比べながら設計金額を作成することになっている。 ・問題となっている件においては、A 社という1 者に対して他の2 者（B 社、C 社）の分の見積もりの提出を依頼していた。 〈その後の対応〉 ・その後の対応について市では2 つの対応を行った。まず1 つ目は、令和5 年の3 月に公正取引委員会の方を講師として入札談合防止に向けて庁内の部長職と契約関係課の課長向けの研修を実施した。2 つ目は、まちづくり部を中心とする再発防止検討チームを発足し、今回問題となった課の修繕については参考見積を徴取する方法ではなく、積算システムを用いて設計金額を積算する方針を定めた。 ・本件について、不適切な事務を行った本人が自身の行った方法を不適切だと認識していなかったことから、契約事務においてしてはならないこと・注意しなければいけないことについて改めて庁内に周知しようと考えている。
委 員	・積算システムによる積算は、どのようなものにも対応しているのか。
事務局	・今回対象となった課については積算システムで対応できると思う。その他の修繕については必ずしも積算できるとは限らないので見積もりを徴取することになると思う。
委 員	・積算システムが良くても人間の目で確認しなければならない部分がある。そのため職員の倫理観が大事になってくるのではないかな。 ・職員の人材不足で難しいところはあると思うが、起きてはならないことなの

	で、検討し改善していくべきだと思う。
--	--------------------